

日本語翻訳版

IAEA 安全基準

人と環境を防護するために

規制機関による利害 関係者との対話と協議

全般的な安全指針

No. GSG-6

国際原子力機関

2022年 3月

原子力規制庁 翻訳

本翻訳版発行に当たっての注記事項

- A：本翻訳版は非売品である。
- B：本翻訳版は、「Communication and Consultation with Interested Parties by the Regulatory Body, Generic Safety Guide No. GGS-6」©International Atomic Energy Agency, (2017)の日本語訳である。本翻訳版は、原子力規制庁により作成されたものである。本翻訳版に係る IAEA 出版物の正式版は、国際原子力機関 (IAEA) 又はその正規代理人により配布された英語版である。IAEA は、本翻訳版に係る正確性、品質、信頼性又は仕上がりに関して何らの保証もせず、責任を持つものではない。また、本翻訳版の利用により生じるいかなる損失又は損害に対して、これらが当該利用から直接的又は間接的・結果的に生じたものかを問わず、何らの責任を負うものではない。
- C：著作権に関する注意：本翻訳版に含まれる情報の複製又は翻訳の許可に関しては、オーストリア国ウィーン市 1400 ウィーン国際センター (私書箱 100) を所在地とする IAEA に書面により連絡を要する。
- D：本翻訳版は、業務上の必要性に基づき、原子力規制庁が IAEA との合意に基づき発行するものであり、唯一の翻訳版である。
- E：原子力規制庁は、本翻訳版の正確性を期するものではあるが、本翻訳版に誤記等があった場合には、正誤表と合わせて改訂版を公開する。また、文法的な厳密さを追求することで難解な訳文となるものは、分かりやすさを優先し、本来の意味を損なうことのない範囲での意識を行っている箇所もある。
- なお、本翻訳版の利用により生じるいかなる損失又は損害に対して、これらが当該利用から直接的又は間接的・結果的に生じたものかを問わず、原子力規制庁は何らの責任を負うものではない。

目次

1. はじめに

- 背景(1.1-1.13)
- 目的(1.14-1.15)
- 範囲(1.16-1.17)
- 構成(1.18)

2. 全般的な推奨事項(2.1)

- 独立性(2.2-2.3)
- 透明性と公開性(2.4-2.8)
- 信頼の獲得(2.9-2.11)
- 対話と協議のための方策(2.12-2.16)
- 情報の入手性(2.17-2.18)

3. 規制の枠組み(3.1-3.7)

4. 規制機関による実施(4.1)

- リーダーシップ及び戦略(4.2-4.4)
- マネジメントシステムと能力(4.5-4.12)
- 利害関係者(4.13-4.26)
- 対話と協議のプロセスの段階(4.27-4.48)

5. 対話と協議の方法(5.1)

- 情報の提供(5.2-5.15)
- 参画のための方策(5.16-5.38)

付属書 I 対話戦略のテンプレート例

付属書 II 対話計画のテンプレート例

参考文献

添付資料: 用語の使用

基準案の作成と査読の協力者

1. はじめに

背景

1.1. 過去数十年間にわたり、原子力安全及び放射線安全に関連する事項において、透明性及び公開性の必要性並びに利害関係者の参画についての社会の意識が高まってきている。公衆は、その話題が複雑であるために、原子力安全及び放射線安全に関連する課題について、通常は不十分な知識と多くの不安を抱えている。こうした不十分な知識及び不安は、原子力エネルギー、放射性廃棄物及び放射線源に伴う放射線リスクについての公衆の認識に影響している。公衆は、意見をまとめるため及び十分な情報に基づいた決定をするために、安全上の課題及び規制上の課題に関する、信頼性が高く、包括的で、及び容易に理解し得る（平易な、曖昧でない及び専門用語を使っていない）情報を入手できることを切に期待している。また、公衆は、彼らの意見を提供し、及び規制上の意思決定プロセスに影響を及ぼす、公正で合理的な機会を持つことも期待している。

1.2. 対話と協議は、規制機関がその規制機能を実施することを支援する戦略的な手段である。対話と協議は、規制機関が、情報に基づいた決定を行い、利害関係者の間に安全の意識を発展させ、それによって安全文化を推進することを可能とする。利害関係者との定期的な対話と協議の確立は、起こり得る原子力又は放射線の緊急事態において、規制機関によるより実効的な対話に貢献することになる。

1.3. IAEA 安全基準シリーズ SF-1 「安全基本原則」 [1]の原則 2 では、3.10 項で、とりわけ、以下を説明している。

「規制機関は以下を満たさなければならない。

- 施設と活動の安全性（健康と環境の側面を含む）と規制手続きについて周囲の団体、公衆、利害関係者及び情報メディアに伝達する適切な手段を有すること。
- 適宜、開放的で誰でも参加しやすいプロセスにより、周囲の団体、公衆及び他の利害関係者の意見を求めること。」

1.4. さらに、対話と協議は、IAEA 安全基準シリーズ GSR Part 1 (Rev. 1) 「政府、法律及び規制の安全に対する枠組み」 [2]で定められている安全要件、特に以下の要件に従っている。

「要件 36 : 利害関係者との対話と協議

規制機関は、施設と活動に付随する可能性のある放射線リスクについて、また、規制機関のプロセスや決定事項について、利害関係者及び公衆にその情報を伝えかつ協議する適切な手段の確立を促進しなければならない。」

1.5. IAEA 安全基準シリーズ GSR Part 3 「放射線防護と放射線源の安全：国際基本安全基準」 [3]の要件 3 に従い、規制機関は、その決定事項の影響を受ける関係者並びに必要な応じて公衆及びその他の利害関係者に対して、情報提供及び協議をする仕組みを含む、防護及び安全に関する規制システムを確立することを要求されている。

1.6. 利害関係者との対話と協議における安全評価の結果の役割は、IAEA 安全基準シリーズ GSR Part 4 (Rev. 1) 「施設と活動に対する安全評価」 [4]の要件 22 から 24 に示されている。

安全評価の実施に責任を有する人に関する規制要件は、GSR Part 4 (Rev. 1)[4]の 5.9 項で次のように定められている。

「安全評価による結果及び知見が、設計者、運転組織、規制当局及びその他専門家を含み、広い範囲の利害関係者に最も良く伝達されうる方法も又、考慮されるべきである。利害関係者への安全評価の結果の伝達は、施設又は活動から生じる潜在的な放射線リスク及び使用されるモデルと手法の複雑性と釣り合ったものでなければならない。」

1.7. 放射性廃棄物の管理に関連して、IAEA 安全基準シリーズ GSR Part 5「放射性廃棄物の処分前管理」[5]でも、対話と協議に関する要件を定めている。GSR Part 5[5]の 3.4 項では、政府が以下を考慮することを要求している。

「各段階における法的要件を含め、施設の開発、操業、閉鎖あるいはデコミッションングに対する包括的なプロセス、意志決定プロセス、及び利害関係者の関与のプロセスを定義し導入すること」

また、GSR Part 5[5]の 3.8 項に、規制機関は「操業者及びその他の利害関係者との対話の促進及び参加」をすべきであるとも記載されている。本書が対象としている利害関係者に対して包括的及び理解し易い情報を提供する必要性が、「セーフティケース及び裏付けとなる安全評価書」についての GSR Part 5[5]の要件 15 の根拠となっている。IAEA 安全基準シリーズ GSG-3「放射性廃棄物の処分前管理に関するセーフティケースと安全評価」[6]は、1.2 項において「セーフティケースは、利害関係者との対話が行われる際及び施設又は活動の安全に対する信頼が醸成される際の主たる基礎ともなる。」と述べている。

1.8. 廃止措置に関連して、IAEA 安全基準シリーズ GSR Part 6「施設の廃止措置」[7]では、3.3 項において以下のように述べている。

「規制機関の責任には以下を含まなければならない。…国の規制に基づき、最終廃止措置計画及び付属文書についてのコメントの機会を、それらの承認に先立って利害関係者に与えること。」

1.9. 放射性廃棄物の処分に関連して、IAEA 安全基準シリーズ SSR-5「放射性廃棄物の処分」[8]は、3.9 項において「規制機関は、規制上の要件が適切で実行可能であることを確保するため、廃棄物発生者、処分施設の操業者、および利害関係者との対話に関与しなければならない。」と述べている。）

IAEA 安全基準シリーズ SSG-23「放射性廃棄物の処分に係るセーフティケース及び安全評価」[9]は、1.3 項において「セーフティケースは、利害関係者との対話が行われる際及び処分施設の安全に対する信頼が醸成される際の主たる基礎ともなる。」と述べている。

1.10. 利害関係者の関与は、政府の役割を詳細にする様々な国際条約及び協定の義務的な構成要素である。これには、原子炉等施設を対象とする条約及び協定が含まれるが、それらに限られるものではない。原子力発電プログラムの導入などの原子力安全及び放射線安全に関する国の政策の策定は、環境規制の対象となり、また、特定の施設及び活動は、環境影響評価を受ける場合がある。

1.11. 原子力安全事項及び放射線安全事項に関する利害関係者の正当な懸念事項は、透明性及び公開性の文化並びに必要な場合には意思決定に利害関係者を関与させることにより、最も適切に対処される。そのような取組みに関して背景となる論理的根拠は、以下を含む。

- 説明責任：透明性及び公開性は、GSR Part 3[3]の要件5に述べられているとおり、安全文化に対する重要な寄与因子である規制機関の説明責任を向上させる。更に説明責任は、利害関係者の意見が規制機関によって適切に考慮されるという利害関係者の信頼を高め、及び規制機関それ自体への利害関係者の信頼度も高めることになる。
- 信用と正当性：規制上の意思決定に関する透明で公開の対話及び利害関係者が関与する機会の提供は、規制機関の役割及び責任についての意識を強化する。これらは、規制機関がその責務を果たす方策並びに安全の維持及び継続的な向上を追求する方策について利害関係者に伝えることにも役立っている。透明で公開の規制上の意思決定プロセスを使用することは、規制機関、原子力及び放射線に関わる活動の提案者並びに原子力エネルギーの公衆の受入れに関心を持つ組織の間の区別を示し、また強化することに役立つ。
- 規制任務の実施における品質：利害関係者の積極的な関与は、個人及び社会的団体が規制上の決定プロセスに参加し、また規制機関及び規制機関が規制任務を実施するために使用する情報に、影響を与え又は異議申し立てすることさえ可能とする。利害関係者の知識（例えば、地域環境についての地域住民の知識、様々な社会的要因、社会的価値観及び社会的意味）は、課題の枠組み作成方法への情報をもたらすことができる。これは、規制機関がその規制任務を実施する際に、利害関係者の懸念事項をより良く理解し、それ故により良く検討することを可能とすることになる。
- 独立性：高いレベルの透明性及び公開性は、規制機関が独立した判断及び決定を下す能力を証明することを可能とし、並びに安全に悪影響を及ぼすことがある不当な影響を受けないことを確保することに貢献する。

1.12. 意思決定の仕組みは、国の文化、歴史及び政府の形態、並びに国の法的な枠組みに依拠して、国毎にかなり異なっている。したがって、対話と協議のプロセスの確立においては、文化的な前提条件、国際条約、法的な枠組み及び制度の体系といった要因が考慮に入れられる。

1.13. 対話と協議についての理想的又は典型的な最良事例というものは存在しない。その代わりに、「最良事例」又は「良好事例」は、そこで実施されている法令体系及び規制体系全般の範囲内に適合しているという点で、相当程度、国ごとに又は地域ごとに定められることがある。しかしながら、全ての国の規制機関は、透明性及び公開性の強化並びに利害関係者の参画のための仕組みを制定し、及び実施すべきである。

目的

1.14. この安全指針は、規制機関による公衆及びその他の利害関係者との対話と協議に関する安全要件を満たすことに関する推奨事項を提供している。ここでは、施設と活動に伴う潜在的な放射線リスク、並びに規制機関の規制プロセス及び規制上の決定事項に伴う対話と協議を扱っている。

1.15. この安全指針は、許認可取得団体¹に対して利害関係者との対話と協議を行うという規制上の要件がある場合に、許認可取得団体が使用できる。この安全指針は、利害関係者との対話と協議のための責務を検討しているその他の組織又は個人によっても使用される場合

¹ 「許認可取得団体」とは、所定の活動を行うために、規制機関又は別の政府機関から許可書を交付されている（つまり許可されている）、放射線のリスクを生じる許可された施設又は許可された活動に対して責任を有する人又は組織である。許可された施設又は活動に対して「許認可取得団体」は、通常は運転組織又は登録者若しくは許可取得者である（登録又は許可以外の許可の様式が適用される場合もある）」[2]。

もある。

範囲

1.16. この安全指針では、全ての施設と活動に対する及びそれらの存続期間の全ての段階に対する、規制機関による利害関係者との対話と協議についての全般的な推奨事項を提示している。個別の施設又は活動に対する更に詳細な手引き及び推奨事項は、他の安全指針により補完的に示されている。

1.17. この安全指針は、原子力若しくは放射線緊急事態における対話と協議、又は核セキュリティ上の課題についての対話と協議に関する手引きを提供していない。これらの話題については、他の IAEA 出版物[10-20]で扱われている。しかしながら、一般に、公衆及びその他の利害関係者との効果的な対話と協議には、安全、核セキュリティ及び緊急事態対応の3つの分野全てについての知識を含んでいることが認識されている。この安全指針に含まれている推奨事項を実施する際には、機微な情報の保護に配慮する必要がある[19, 20]。規制機関を含め、緊急事態に対する準備及び対応に関与する様々な組織間の連携の必要性を、過小評価すべきではない[10]。

構成

1.18. この安全指針の2章では、該当する安全要件を満たすために適用すべきである全般的な推奨事項を示している。3章では、利害関係者との対話と協議に関する方法及び方策を定める場合に、規制機関が考慮に入れるべき規制の枠組みの方策を扱っている。4章では、実効的なリーダーシップについての推奨事項を示し、並びに対話戦略を策定及び実施するための方策を説明している。5章では、利害関係者との効果的な対話と協議のための、ツール及び方法についての推奨事項を示している。附属書I及びIIでは、それぞれ、対話戦略についてのテンプレート及び対話計画に対するテンプレートの例を示している。添付資料には、この安全指針で使用されている用語の理解を助けるための説明を記載している。

2. 全般的な推奨事項

2.1. 本章は、安全を向上させるための利害関係者との対話と協議のための戦略を定め、及び実施する目的で適用されるべきである、全般的な推奨事項を提供している。

独立性

2.2. 規制機関の実効的な独立性は、安全の確保における重要な要素である。利害関係者とのあらゆる相互の関わりにおいて、規制機関は、安全を脅かす可能性のある又は規制機関の独立性が問題となるおそれのあるあらゆる行動を取るような不当な影響を受けるべきでない[21, 22]。この観点において、規制上の事項に関する最終的な決定は、常に規制機関にあるということが再認識されるべきである。

2.3. 規制機関は、安全に関わる規制上の監視に責任を負っており、原子力又は放射線技術の利用に対して、賛成又は反対に偏るべきではない。このメッセージは、規制機関自身の職員

を含めた利害関係者に伝達されるべきである。

透明性及び公開性

2.4. 透明性及び公開性の概念は、規制機関の独立性、能力、誠実性及び公平性に対する信頼が確実なものとなるよう、利害関係者との対話と協議に対する規制機関の戦略の基本となるべきである。

2.5. 規制機関は、高いレベルの透明性及び公開性を確保することを約束すべきである。この目標のため、規制機関は、公衆と積極的に対話を取って会話を開始し、広い様々な懸念事項に耳を傾けて対応する意思があることを示すべきである。また、規制機関は、規制上の意思決定プロセスに対する公衆の真の意味での参画が可能になるようにすべきである。

2.6. 必要とときには、規制機関はできるだけ早い機会に利害関係者を関与させることを確保すべきである。特定の状況においては、例えば放射性廃棄物管理施設に関連する審査及び評価活動などでは[6, 9]、正式な規制活動が開始される前であっても、そのような関与を確実にさせるべきである。利害関係者の早期の関与は、以下の利点を提供する。

- 起こり得る「対立」状況に対する初期の認識を提供し、そのような問題を早期に、すなわち、解決がより容易な段階において解決する機会を増やすことができる。
- 起こり得る全ての側面が考慮されず、後で重大な欠陥があることが判明し、及び規制プロセスが実効的でなくなる状況を防ぐか、又はそのような状況の可能性を減らすことができる。
- 利害関係者が、規制プロセスに影響を与えること及びその視点が規制プロセスにより容易に取り入れ得る段階で彼らの視点を共有することを可能とする。

2.7. 規制機関は、利害関係者へ情報提供するため及び利害関係者を関与させるための取決めを、利害関係者に伝えるべきである。

2.8. 利害関係者との対話と協議の結果は、文書化され及び利害関係者に利用可能とされるべきである。

信頼の獲得

2.9. 規制機関は、その専門分野、客観性、信頼性、透明性及び即応性の面での能力を有するべきであり、また、利害関係者を尊重し、及び彼らとの相互の関わりにおいて公平に振舞うべきである。信頼は、規制機関がこれらの能力を有しているとの公衆の認識により、さらに高めることができる。一旦獲得した信頼は、容易に失われるものであり、信頼は継続的に獲得される必要がある。

2.10. どのような参画プロセスにおいても、全ての関係者の間にある程度の信頼が存在している必要がある。もし、いずれかの利害関係者が、特定のプロセスの設定について規制機関を信頼しなければ、そのプロセスに十分に参画しないことがあり、したがってそのプロセスの正当性が弱まることがある。

2.11. 利害関係者との協議は、規制プロセス上の必須の要素であるべきである。利害関係者は、規制プロセスへ知識を提供できる財産と見なされるべきである。利害関係者の規制機関との相互の関わりは、十分な情報に基づいた決定が行われ、及び最も可能性の高い成果が達成されることを可能とする。

対話と協議のための方策

2.12. 規制機関は、次のように GSR Part 1 (Rev. 1)[2]の 4.67 項に定められている要件を満たすための必要な措置を講ずるべきである。

「規制機関は、公衆への情報伝達活動及び協議において、利害関係者、公衆及び報道機関に次に関する情報を伝達する適切な手段を構築しなければならない。すなわち、施設及び活動に付随する放射線リスク、人及び環境の防護のための要件、並びに、規制機関のプロセスに関してである。」

2.13. 規制機関は、その予算内で、関係者との対話と協議を支援するための適切な資源を配分すべきである[23]。

2.14. 規制機関は、以下の目的で、対話と協議のための適切な取決めを確立しに、実施するべきである。

- 安全、放射線リスク及び規制上の課題について、時宜を得て、信頼でき、包括的で、容易に理解でき、及び容易に入手できる情報を、利害関係者に提供する。
- 利害関係者が彼らの意見を表明する公正で合理的な機会を持つことを確実にするために、利害関係者との間で有意義な双方向の関わりを確立する。規制機関は、提起された懸念事項、課題及び疑問を、聴き取るべきであり、及び理解しようと努めるべきであり、また、責任があり及び可能な限り理解が得られるような方法でそれらに対処すべきである。
- 国際関係及び特に近隣の国々との国境を越える関係を考慮に入れる。この点で、規制機関は国内主務当局と共に近隣諸国の利害関係者が関与する可能性を調査すべきである。

2.15. 規制機関は、対話と協議のための方法を、目的及び想定される利害関係者に応じて並びに等級別扱い²に従って、調整すべきである。その方法は、国の状況並びに利害関係者の懸念事項及び関心事項に従って使用されるべきである。

2.16. 規制機関は、国内レベル及び国際的レベルでの他の経験、利害関係者からのフィードバック並びに実施した対話と協議活動の評価の結果を考慮に入れて、対話と協議を継続的に改善すべきである。

情報の入手性

2.17. 全ての利害関係者は、規制機関が保有する安全に関する情報に対して、適切な入手手段を与えられるべきである。規制機関は、そのような情報を広く利用できるようにすることによって、公衆の認識及び参画を容易にし、及び奨励すべきである。幾つかの機微な情報は開示が出来ないが（例えば、核セキュリティに関する情報、所有権のある情報）、情報についてのあらゆる制限は最小限に保たてられるべきであり、また国内の法的基準に基づいて十分に正当化されるべきである。

2.18. 規制機関は、行政審査手続き及び司法審査手続きへ立ち入ることについての情報が、あらゆる利害関係者に利用可能な状態にすることを確実にすべきである[22]。

² 「広報活動は、等級別扱いに従って、施設と活動に伴う放射線リスクを反映して行うものとする」 [2]。

3. 規制の枠組み

3.1. 規制機関は、規則若しくは法令において又はその他の仕組みによって、利害関係者と実効的な対話と協議のための手段及び方策を特定すべきである[2, 3]。そのような手段及び方策には、必要に応じて以下が含まれる場合がある。

- 時宜を得て実効的な方法で利害関係者に情報を伝える方策（例えば、告示又は個別に）を含め、適切な意思決定プロセスに利害関係者を関与させるための仕組み
 - 提案された活動（例えば、許可証の発行）
 - 可能な場合、採択される可能性がある決定事項又は決定の草案の特質
 - 関連情報を利害関係者に提供するための手続き
- 採択された決定に基づく活動が、国内又は国境を越えた環境影響評価を適用されるかどうか。規制プロセスの様々な段階についての合理的な時間枠組み、それは利害関係者へ情報を提供すること並びに彼らが効果的に準備し、及び参加することを可能とするための十分な時間を確保すべきである。

3.2. 規制機関は、許認可取得団体に対して、安全評価の結果を含め、施設の運転又は活動の実施に伴う放射線リスクについて、利害関係者に通知する又は必適切なきには協議するような要件を課すべきである[4]。規制機関は、また、許認可取得者に対して、関連する利害関係者が防護及び安全についての対策に関する決定事項を利用可能とするような要件を課すべきである[3]。これらの要件は、規制機関が公布する規則、許認可又はその他の法的手段の中で定められるべきである。

3.3. 規制機関は、利害関係者との対話と協議が実施されている現在の規制の枠組みへの想定しうる影響を評価するために、規制要件の将来的な変更を注意深く精査すべきである。規制機関は、そのような規制要件の提案された変更の根拠について利害関係者に通知し又は必要に応じて協議すべきである。

3.4. 規制の枠組み内において複数の当局が安全に対する責任を有する場合、関係する規制活動について当局間の有効な連携を確実なものにするために定められた方策は、対話と協議の側面について言及すべきである。

3.5. 規制機関は、国内法で規定されている適用除外規定に従って、安全関連情報を開示すべきである[21, 24-26]。不要な遅れを避けるために、請求された情報を開示すべき具体的な期限が設けられるべきである。情報の非開示の理由には、以下を含む場合がある。

- 国際関係、国防又は核セキュリティを含む公安[18-20]
- 官公庁の議事録の守秘義務であって、その守秘義務が国の法律によって定められている場合
- 裁判の進行中、公正な裁判を受けるための個人の能力、又は犯罪又は懲戒的な特質を持つ取り調べを行う官公庁の能力
- 商業又は産業情報の守秘義務であって、その守秘義務が正当な経済的利益を保護するために法律によって保護されている場合
- 知的所有権
- 個人情報と人事ファイルの守秘義務であって、その個人が公衆への情報公開に同意していない場合及びそのような守秘義務が国の法律によって規定されている場合
- 情報を提供した第三者の利害であって、その第三者がその情報を提供する法的な義務を負っていない場合又は法的な義務を負わせることができない場合及びその第三者が資料の公開に同意していない場合

3.6. 書面での情報請求への拒否は、書面で提示されるべきである。その拒否では、その情報を開示しない法的根拠を説明すべきであり、どのように情報請求を否認する決定を行ったのかを簡潔に説明すべきである。その拒否は、できるだけ早く、規制機関が定めた指定の期限内にすべきである。

3.7. 規制上の意思決定プロセスは、利害関係者との対話と協議の改善についての機会を特定するために定期的に見直されるべきである。

4. 規制機関による実施

4.1. 本章では、利害関係者との対話と協議について透明で公開の取組みを確保するために、規制機関によって策定され、及び実施されるべき方策について述べる。これらの方策には、リーダーシップ及び戦略並びに効果的な実施のためのマネジメントシステムが含まれる。この章では、何らかの対話と協議のプロセスを策定するときに検討すべき要素についても説明し、また、利害関係者に関するいくつかの事例を提示する。

リーダーシップ及び戦略

4.2. 上級管理者は、法令及び規制の遵守を確保しつつ、実行可能なときには、法律及び規則によって課された最低レベルを超えるような、規制活動における高レベルの透明性及び公開性についての、リーダーシップ及び明確な責任ある関与を提供するべきである。行政上の方法に従って単に最低限の法的要件及び規制要件に従うだけでは、有意義な公衆参画が低いレベルな結果になり得る。規制機関自身の職員の間における透明性及び公開性の組織文化について、重要性を促進し及び支援するように努力がなされるべきである。

4.3. 規制機関の役割及び任務に適切な対話戦略が、策定され及び実施されるべきである（付属書 I を参照）。この戦略は、規制機関の全体戦略の中に統合されるべきである。

4.4. 対話と協議に関する活動についての明確な責任が、規制機関内で定められるべきである。

マネジメントシステム及び能力

4.5. 利害関係者との対話と協議の取決めは、規制機関のマネジメントシステムの一部であるべきである。そのような取決めは、特定の政策及び原則並びに関連する判断基準に基づき、また、定められた手順及び手引きに従う正式なプロセスの一部であるべきである。

4.6. 規制機関は、利害関係者の懸念事項に体系的な方法で対応するプロセスを策定するべきである。

4.7. 複数の政府当局が安全に関する責任を有する場合又は当局が規制機関の権限と重複した権限を有している場合、効果的な対話、協議及び必要に応じて調整を確実にするために、適切な方法（例えば、合意の覚書、定例会議）を通じて、建設的な連携がなされるべきである。

4.8. 規制機関は、効率的及び専門的方法で利害関係者と対話し及び協議する能力を育成及び維持するべきである。利害関係者との対話に関与する職員は、適宜、対外広報技術（例え

ば公開会合の促進、記者会見の実施、ソーシャルメディアの使用)を含めた訓練を受けるべきである。

4.9. 規制機関は、対話と協議のために、外部の専門家(例えば、対話の専門家、翻訳者、ウェブサイトの設計者、会合の補助者又は調整者、学識者)の支援を利用する場合がある。このような支援は、規制機関の職員の力量を補完でき、対話と協議をより効果的に実施するための新しい考え及び方法を提供する。

4.10. 過去の異常事象及び緊急事態、検査報告書、年次報告書、情報パンフレット、ファクトシート並びにその他の関連出版物及び情報について、過去の情報に職員が容易にアクセスできるように、情報及び知識のマネジメントシステムを構築すべきである[24]。そのようなシステムは、時宜を得た方法で利害関係者に請求された情報を提示する助けとなる。対話と協議の活動に関する関連の記録を管理するために、このシステムの下で、情報及び知識管理の取決めもまた確立されるべきである。

4.11. 次の手順を策定すべきである。(a) 公衆に開示できる情報の種類 (b) 利害関係者が情報を入手できる方法(メディア、インターネット及びその他の経路の利用、情報開示のためのスケジュール、容易に理解し得る情報の使用、使用される言語(例えば、複数の言語が使用されている国において))。

4.12. 関連があり及び独立性を損なわずにそれが可能であれば、規制機関は、他の組織が後援する会合、会議又はその他の集会に参加することを検討すべきである。

利害関係者

4.13. 異なる利害関係者には異なる要求又は協議事項がある場合がある。それゆえ、利害関係者を同定して、その固有の関心、要求、期待事項及び懸念事項を判断することは重要である。このことは、対話と協議の様々な戦略及び取組みから実効的な選択肢を選定する上で必須である。利害関係者は、文化、歴史、政府の哲学並びに法的要因及び組織的要因に依存して、国ごとに異なる。以下の段落では、典型的な利害関係者について役割を簡単に説明する。

公衆

4.14. 公衆は、自らの意見を形成するために様々な情報源に頼っている。報道機関、特にテレビ並びに紙上及び電子上の報道は、人々が課題を理解する上で大きな影響を持っている。ソーシャルメディアも大きな影響がある。

4.15. 施設又は活動の近傍に居住する人々は、通常、他の場所に居住する公衆とは異なる要求がある[27,28]。公衆認識を形成する上で、共同体の指導者(例えば地域の議員、宗教指導者及び社会的指導者のような)の役割の重要性を過小評価すべきではない。

報道及びソーシャルメディア

4.16. 報道及びソーシャルメディアは、規制機関が利害関係者に情報を伝達する上での重要なツールである。通常、メッセージがメディアを通して如何に伝播するかを制御する方法はない。この理由により、メディアを通してのすべての対話は簡潔及び容易に理解し得る言葉であるべきである。

地域連携団体（又は委員会）

4.17. 特定の施設に関する地域の自主活動に関心を抱く地域連携団体（又は委員会）は、情報及び公衆との会話のため及び教育目的のために、法的要件又は地域の要望に応じて編成される場合がある。地域連携団体は、施設の安全に関して特別な関心を抱く個人（例えば地域の議員、労働組合の代表者、地域組合の代表者）で構成される。規制機関は、許認可取得団体及び特別利益団体によって提供される情報に加えて、独自の情報を地元住民に提供するために、そのような地域連携団体と協力する場合もある。

特別利益団体

4.18. 特別利益団体は、多くの場合、特定の目標を達成する動機を有する特定の支援団体と結びついている。この団体には、労働組合、消費者団体、環境保護団体及び反核団体のような非政府組織が含まれる。特別利益団体は、そうでなければ無視されるかもしれない課題を際立たせ、新しい角度からの情報を提供する貴重な情報源となり得る。

政府当局と意思決定者

4.19. 政府、法令及び規制の基盤において、協議並びに政府当局及び他の規制当局の間の情報交換は、首尾一貫し、効率的な安全規制のために最も重要である[2, 21]。

4.20. 規制機関は自らの任務を効果的に実施するのに必要なときは、他の政府当局と高レベルでの効果的及び直接的対話方策を整えるべきである。

4.21. 議員は、人と環境の防護において、また、安全関連事象に関連して、規制機関の行動の情報提示を常に受け続けるべきである。

業界団体

4.22. 規制機関は、必要なときには、規制要件の起草を含めて、業界団体（例えば、運転機関及びその資材供給網、施設設計者、放射線源の利用者、医学団体）との会話に携わるべきである[2, 3, 8]。規制機関は、安全関連情報を業界団体へ提供するべきである。そのような情報は、安全規制に関する新規の開発、並びに規制上の経験及び運転経験並びに事故を含む異常事象から得られた防護及び安全に関する新しい知見が含まれる場合がある。

4.23. 医療専門家及び保健専門家は、公衆にとって最も信用できる情報源になり得る。規制機関によってこれらの関係者に提供される情報は、それらの関係者の要求に合うように調整されるべきである。

4.24. 関連する分野（例えば、原子力分野、医学分野）の学識者、教師及び研究者、並びに原子力技術及び電離放射線を使ったその他の適用の商的使用に関与していない第三者の専門家は、専門家として報道機関及び公衆に対する情報提供を支援することができる。これは特に、外部の技術的専門家並びにそれ以外の専門家の意見及び助言を規制機関に提供する諮問団体及び支援機関に適用される。

国際機関及び国内規制機関

4.25. 規制機関は、他国の規制機関及び IAEA のような国際機関と連携を確立するべきであ

る。規制機関は、運転経験及び規制上の経験の反映を含め、そのような組織と全ての関連する情報について対話すべきである。

規制機関の職員

4.26. 規制機関の職員は、公式及び非公式の両方で、公衆と定期的に対話する。したがって、全ての職員は、規制機関の決定事項及び活動並びにその他の関連する安全関連情報について、情報提供を受けているべきである。職員の情報伝達が、特に多くの聴衆に伝わるような報道経路（例えば、報道関係者への声明、ウェブサイトのコメント、ソーシャルメディア）を使う場合、規制機関に対する公衆の認識に影響を与えることがあることを、職員に理解させるべきである。

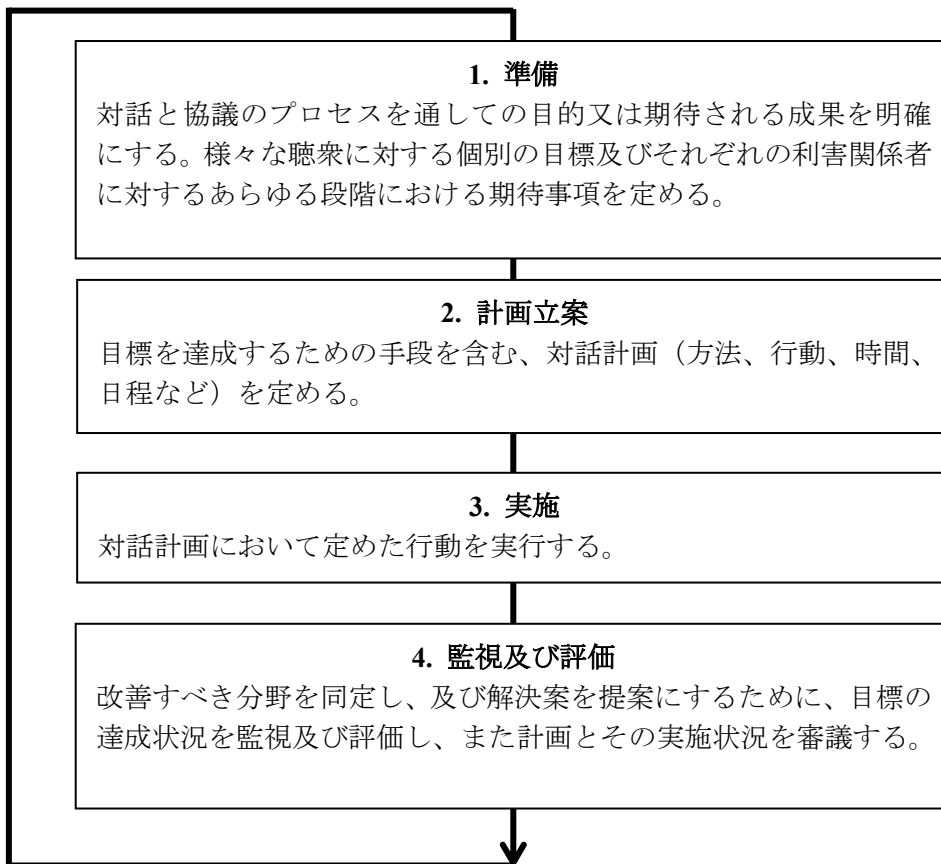


図1. 対話と協議のプロセスの段階

対話と協議のプロセス

4.27. 図1に示すように、対話と協議のプロセスは、目的を明確にすることから協議のプロセスを評価して改善分野を明確にすることまでの、一連の段階を含めるべきである。

4.28. 何らかの対話又は協議のプロセスが始まる前に、規制機関の役割及び任務、その独立性並びに利害関係者と相互に関わるための戦略が明確である必要がある。対話と協議のプロセスに関する法的要件及び規制要件も、情報公開の制限に適用する要件を含めて同定されるべきである。

4.29. 対話と協議のプロセスを通して、規制機関ができること及びできないことの限度を明らかにするべきである。利害関係者が非現実的な期待を抱いている場合、そのプロセス及び規制機関自体に失望し、信頼を喪失する可能性が高くなる。

準備

4.30. 対話戦略は、利害関係者と対話と協議をするための、論理的で、首尾一貫し、及び効率的なプロセスを含むべきである。このプロセスにより、規制機関が特に以下の事項を実施できるようにするべきである[2, 3, 5, 7, 8, 22, 23, 29-32]。

- 安全要件がどのように定められ、及び執行されるかについて、透明で公開の方法で公衆に情報提示し続けることにより、規制機関に対する公衆の信頼及び信用を高める。自己評価及び総合規制評価サービスミッションなどの外部評価による規制機関の組織及び実績についての評価の結果は、公衆へ公開されるべきである。
- 施設と活動に伴う放射線のリスク並びに事故及び異常の発生を含む、施設と活動での異常事象情報などの安全に関する情報を、利害関係者へ広める。
- 線源監視及び環境監視プログラムの結果並びに公衆被ばくによる線量の評価の結果を、適宜、公表するか要請に応じて利用できるようにする。
- 人と環境を防護するための要件について対話する。すなわち、規制機関のプロセス並びに規制上の判断及び決定事項、並びにそれらの根拠など。これには、防護と安全の最適化及び個人が受けるリスクの制限に関する事項を含む。
- 規則及び手引きに定める安全の原則及び関連する判断基準を利害関係者に通知し、また、その規則及び手引きを入手できるようにする。
- 協議又は共同作業の仕組みを通して、利害関係者を意思決定プロセスに関与させる。この点に関しては、許認可を受けた又は許認可を申請中の施設と活動の近傍に居住する利害関係者に、適切なときに、公開の、包括的かつ即応性のあるプロセスを使って、意見を求めるべきである。
- 必要かつ適切とみなされる、利害関係者からそのような文書及び意見を受け取る。
- 他の当局及び政府機関と協力する。
- 他の国及び国際機関と協力する。

4.31. 対話と協議のプロセスの全体的な目的は、説明責任、信用性及び正当性、規制上の意思決定における高品質並びに独立性に関する、1.11 項に述べられている根拠を使用して、確立されるべきである。

4.32. 対話と協議のプロセスは、特定の課題、施設又は活動に関与する利害関係者の形状に応じて、対象とする聴衆に具体的な対話計画を合わせられるよう、十分に柔軟性があるべきである。職員が対話計画を策定するとき最大の柔軟性が備えられるように、様々な対話のツール、方法及び主体的事項についての専門知識が、規制機関の中で利用可能であるべきである。

4.33. 対話と協議のプロセスの目標を達成するために、規制機関は十分な資源が利用可能であることを確実にするべきである。

計画立案

4.34. 対話と協議のプロセスを効果的及び効率的に実施するために、対話計画が策定されるべきである（付属書 II を参照）。この計画は、利害関係者との対話と協議において、特定の

課題を適切に検討するため並びに人的資源及び財源を効率的に使用するための重要なツールである。

4.35. 効果的な対話と協議のため、具体的及び適応した方法並びに組織的な取組みが、次の事項に従って用いられるべきである。

- 法的要件及び規制要件
- 利害関係者に情報を提供し、及び関与させるための目標
- 対象とする利害関係者の性質並びにその懸念事項及び期待事項
- 話題及び関連する課題

4.36. 対話計画は、全体的目的、主要なメッセージ及び利害関係者を引き込むための適切なタイミングと資源、協議する利害関係者のリスト並びにその懸念事項、期待事項及び視点、並びに利害関係者との対話と協議のための経路及びツールを含むべきである。責任及び優先順位も対処されるべきである。対話計画は、起こり得る変化を考慮に入れた十分に柔軟なものであるべきである。

4.37. 対話計画を策定するとき、課題の影響を受ける又は課題に関心を持つ可能性のある団体が明確にされるべきである。そのような団体は、対立する協議事項、優先順位、感受性、要求事項及び期待事項を持っている場合があり、それら全てが対話計画において考慮に入れられるべきである。施設又は活動の近傍の住民に対しては、特別な注意が払われるべきである。

4.38. 規制機関により、異なる目的（例えば、定期的な状況）ごとに、又は複雑なプロジェクトの特定の側面（例えば、放射性廃棄物処分場の敷地選定、汚染を伴うレガシーサイトの修復）ごとに、異なる対話計画が策定される。規制機関による、そのように様々な対話計画の策定は、財源と人的資源の使用を最適にするように、また複数の計画間の一貫性及び整合性が確保できるように効果的に調整され、及び承認に付されるようにすべきである。対話計画の整合性のある活用は、対話戦略の効果的な実施の確保に役立つことがある。

4.39. 対話計画は対応する課題に応じて異なるものとなることになる。一部の課題については、単なる情報の提供で十分かもしれないが、より複雑で重大な課題（例えば、新しい原子炉等施設の許認可、放射性廃棄物処分場の立地）については、規制機関は、適切であれば、意思決定プロセスのまさに開始時から、利害関係者が積極的に参加し、及び関与する可能性を与える特定のプロセスの実施を決定する場合がある。

4.40. 利害関係者の要求は、情報についてのみの要求から意思決定プロセスの一部としての積極的な参画及び協議の要求まで幅がある。一部の利害関係者は自らの独立性及び自律性を保つために、協議のプロセスに完全に参加することは嫌がる場合がある。対話計画を策定するときは、そのような利害関係者の異なる要求について考慮するべきである。

4.41. 対話計画は、目的、課題、人及び関与するグループに応じて、様々な取組み及び方法を組み合わせる場合がある。規制機関は、可能な限り多くの人々に情報を利用可能とするための最善の方策を決定するにあたり、文化的、組織的及びその他の関連要因を考慮に入れるべきである。そのような取組みは、人々がプロセスに参加しないと決断する又はプロセスから撤退すると決断する可能性を低くすることになる。

実施

4.42. 規制機関の上級管理者は、対話計画の確実な実施について責任を負わせられるべきで

ある。対話と協議に関わる職員は、計画の目的、各自の任務及び責任並びに様々な組織がどのように関わりあうかについて理解すべきである。計画を適切に実施するために必要とされる訓練が行われるべきである。

4.43. 実施した活動は記録されるべきである。対話計画の進捗状況についての定期的な審査が行われるべきである。計画の実施に関するあらゆる課題は明確にされ、また、あらゆる必要な調整が実施されるべきである。

4.44. 対話計画の活用は、その内容が実施中に進化する場合もあるため、柔軟であるべきである。事象が規制機関の優先順位の変更を引き起こす場合もあり、対話計画の日程又は重要なメッセージの修正が必要となる場合性もある。

監視及び評価

4.45. 規制機関は、プロセスが全体目標を達成することを支援するため及び規制制度に対する公衆の確信度を高めるため、成功事例、教訓及び改善可能性を明確にするために、対話と協議のプロセスの進展を監視し及び定期的に評価するべきである。

4.46. そのような評価は、規制機関の職員を含む利害関係者の期待事項及び意見を考慮するべきである。規制機関は、利害関係者の意見を積極的に求めるべきである。利害関係者の期待事項及び意見は、規制機関のウェブサイト、電子メールによる組織的活動若しくはマスメディアの監視、又は公衆の調査若しくは「満足度評価委員会」³といったより高度なツールの利用を含む、様々な方法で集める場合がある。

4.47. 規制機関は、まだ嘆願されていない情報要請に対処し、またその手続の有効性の監視及び評価する手続も整備すべきである。

4.48. 政治的、文化的及び社会的な相違により可能な範囲が限定される場合があるものの、利害関係者との対話と協議におけるその他の経験について、国内レベル及び国際的レベルでのベンチマークテストが考慮されるべきである。

5. 対話と協議の方法

5.1. 対話と協議に関する活動は、課題によって、情報提供だけが必要な場合、又は利害関係者の全面的な参画を伴う場合がある。より対話的な参画は、利害関係者が複雑な課題をよりよく理解する可能性を与える。これは、利害関係者が、課題についての理解を深め、議論し、立場を述べ、及び場合によっては規制機関に協同することを可能とする。対話と協議に関する様々な方法について、以下に概説する。

情報の提供

³ 「満足度評価委員会」は一般に、規制機関の代表者、公衆及びメディア、非政府組織及び政府当局を含むその他の関連する利害関係者から構成される。評価満足委員会のメンバーはその会合において、対話と協議のプロセスによって、規制機関の信頼性、透明性及び公開性を向上させた程度並びに満足度を高めた程度について評価する。

5.2. 規制機関は、利害関係者ができるだけ多くの情報を定期的に利用可能なようにすべきである。これは、関連する法令要件及び規制要件、審査及び評価による結論を含むべきであり、これには重要コメント、検査の所見、並びに規制上の決定事項を含む[25]。規制機関は、戦略、方針、手順及びマネジメントシステムについても利害関係者に情報を与えるべきである。

5.3. 規制機関は安全に影響を与えることがある事象についての利用可能な情報を作成すべきである。特定のツールは、事象についての安全重要度を即時性及び一貫性をもって対話するために活用すべきである。例えば、加盟国は、IAEA 及び OECD 原子力機関で共同の国際原子力事象評価尺度（International Nuclear and Radiological Event Scale、INES）⁴を使用を決定する場合がある。

5.4. 規制機関によって提供される全ての情報は、容易に理解できるものであり、信頼性があり、事実と証拠に基づくものであり、入手可能であり、かつ適時に提供されるものであるべきである。

5.5. 規制機関は、施設と活動について、許認可取得者によって提供されるセーフティケース関連部分及びそれを裏付ける安全評価が、容易に理解し得るものであることを保証すべきである[5,8]。これは、その文書が、読者である利害関係者が安全の論点及びその根拠について十分な理解が得られるような方法で記載されるべきであるということの意味する。

5.6. 規制機関は、国の安全に関する基盤並びに原子力安全及び放射線安全の現状を、規制上の活動、決定事項及び判断に関する情報とともに、できるだけ包括的に利害関係者に提供するために、安全に関する年次報告書を発行すべきである。

5.7. 規制機関は、背景となる情報及び主要なメッセージの整合性を確実なものとするために、特別な注意を払うべきである。年次報告書は、この整合性を確保するための基礎として使用されるべきである。

5.8. 情報は、様々な対話の経路を通して、一般の聴衆又は特定の聴衆に伝えられるべきである。そのような経路には、規制機関が管理できないもの（例えば報道関係者のインタビュー、テレビ番組、インターネットの討論フォーラム）又は規制機関が管理できるもの（例えば、規制機関のウェブサイト、パンフレット）がある。

5.9. 対話の経路は、意図した聴衆に最も容易に届くことを目的として選択されるべきである。一部の人々が対話及び情報について限られた数のツールのみアクセスできる場合があることを考慮して、対話の経路は、相補的な方法で組み合わせられるべきである。例えば、公衆の一部の人々は、インターネットにアクセスしないこと又はそれを使用する方法を知

⁴ INES は、技術社会、メディア及び公衆間の共通の理解を促進するために、安全上の重大性に従って事象を分類するために使用する。INES は 1（異常な事象）から 7（深刻な事故）までの 7 段階からなる。安全上の重大性がない事象は、「尺度／レベル 0 以下」と分類され、また放射線や原子力安全に関連がない事象は、この尺度では分類されない。IAEA 安全用語集[33]の用語「事故」の定義の中で、次のように強調されている（斜体は、IAEA 安全用語集の中の索引用語を表わしている）。

「安全基準の中で使用される用語と INES の中で使用される用語の間に基本的なミスマッチがある。

要するに、安全基準の定義に従って事故と考えられる事象が、INES 用語の中では事故又は事象（事故ではない）である。」

この定義は、この食い違いが「マスコミ及び公衆との対話における混乱の原因になりうる」ことも指摘している。緊急時対応の分類システムは INES の尺度と混同されてはならない。INES は、事象の厳しさ又は評価した厳しさに関する情報を公衆に伝えるために使用するもので、緊急時対応措置のベースとして使用されるものではない[10]。関連する IAEA 出版物には、INES に関するより詳細な情報がある[10, 17, 34, 35]。

らないことがある。

5.10. 規制機関は、施設と活動に伴う放射線のリスク並びに規制機関自身のプロセス及び決定事項について、事実に基づく、独立した及び偏りがない情報を、提供し、説明し、及び討論するために、教育活動（例えば、セミナー、インターネットから利用可能な教育映像、大学の講習）を利用すること及び参加することを検討するべきである。この取組みは、このような話題に関する利害関係者の知識及び理解を深めるための、効果的な方法であると認識されている。

5.11. 情報を提供する上で、情報シート、ちらし及びパンフレットなど、様々な種類の印刷物が使用されるべきである。

5.12. メディア若しくは公衆の重大な関心にさらされるような、重要な情報を発信するため又は複雑な課題を説明するために、適切なきに、記者会見又はメディアへの技術的な説明会が催されるべきである。記者会見及びメディアへの技術的な説明会は、時宣を得た方法で発表されるべきであり、また、報道関係者の参画が容易になるように事前情報が提供される場合がある。可能であれば、記者会見は記録されるべきであり、及びインターネット上で利用可能にされるべきである。

5.13. インターネットは、対話における非常に効果的な経路である。着目した情報について、大量の情報が、この経路を通して、必要であれば様々な言語で、幅広くアクセスできるようにされ、及び配信される。規制機関は、自らのウェブサイト、公衆及びその他の利害関係者に情報を伝えるための重要なツールの一つとして使用するべきである。これは、最新の情報の普及並びに懸念事項、質問及びコメントの収集を容易にする。規制機関は、ソーシャルネットワーク及び討議フォーラムといったその他のインターネットツールを、これらのツールの固有の特性（例えば、内容が公表される速度及び頻度に関する利用者の期待事項）及びそれらの効果を確保するために必要な資源を承知した上で、使用することも考えるべきである。

5.14. 規制機関によって使用されるインターネットに基づくツール（例えば、ウェブサイト、ソーシャルネットワーク、オンライン事典）は、使用者にとって取扱いが容易で、及び更新された状態を保つべきである。インターネットに基づくツールは、利害関係者が情報を効率的に検索でき、質問でき、及びコメントを提出できるようにするべきである。

5.15. 情報を公的に利用できる範囲は、国の法的基準に依存している。規制機関が可能な範囲で一般的な情報を提供しており、詳細情報を留保する理由について説明している場合、利害関係者は、通常、規則が適切に適用されており、及び乱用されない限り、このような制限の必要性を理解するであろう。

参画のための方策

参画のための一般方策

5.16. 利害関係者の効果的な参画（会話、協議、共同作業又はそれらの組合せを通じて）は、課題についての両者のさらなる理解及び問題になっている課題の明確化を促進するために必須必要である[28]。規制機関は、それが必要な場合も含め、適切であれば、政府の代表及び地域の議員の効果的な参画を強く促すべきである。利害関係者の参画のための方策は、できるだけ早く、明確に説明されるべきである。異なる見解を持つ利害関係者は、対話と協議のプロセスに参加する機会を与えられるべきである。

5.17. 参画プロセスの段階的な進行及び目標の設定は有益であり、そのような取組みは考慮されるべきである。その一方で、意思決定プロセスが最終段階に近づいた場合、参画は、残っている選択肢を明確にすることにより意思決定を支援するという方向に更に向かうべきである。

5.18. 参画プロセスと政治的及び規制上の課題との関係は、可能な限り初期の段階で明確にされるべきである。

5.19. 参画プロセスは、技術的及び科学的な内容と同じ程度に、意思決定プロセス及び規制プロセスの形態及び構成に関する討議を含めるべきである。適切な参画のための、十分な時間が与えられるべきである。

5.20. 関連分野の国際的な専門家を関与させることにより更に広範な視点を得ることは、実際の作業及び調査目的の両方において、参画プロセスの策定に有益である。この目的は、経験及び意見を体系的に収集すること並びに他の国における類似状況との比較を引き出すことであるべきである。

5.21. 新たな発議を形成すること及び参画プロセスに加わることの可能性は、利害関係者の資源に依存する場合がある。したがって、規制機関は、利害関係者がより多く貢献できるようにするため支援提供の可能性について検討すべきである。

会話

5.22. いくつかの事例では、対話の実効性が増すように、規制機関と利害関係者との間の会話が確立されるべきである[5]。会話とは、対等でお互いに尊重し合う 2 つの又はそれを超える団体の間の討議に基づく情報の交換である。たとえ、このプロセスの終わりにおいて意見の一致が得られないとしても、全ての参加者は、課題についての相互の理解が進むように、自らの立場及び意見を表明及び討議する可能性を持つべきである。討議されている課題の複雑さ又は機微さに応じて、会話プロセスは時間を要し、また複数回の意見交換が必要となる場合もある。

5.23. 会話を成功させるには、作業様式を定めておくことが重要である。これは、「安全地帯」の提供を含むべきである。「安全地帯」とは、全ての利害関係者が、報復を恐れることなく及び如何なる合意形成を約束することもなく、参加することができるような環境である。

5.24. 会話のための具体的な取決めは、参加者によって合意され、遵守されるべきである。そのような取決めは、会議の開催時期、会場の選択、討議の運営、討論の促進、プロセス自体の信用性についての合意及び討議の報告を含むことができる。

5.25. 国レベル又は地方レベルの公的な会合が、会話プロセスの一部として実施される場合がある。公的な会合は、情報を共有し、策定について討議し、並びにコメント及び意見を得るために、参加者間の直接の言葉による対話を可能とする。公的な会合から最大の成果を得るためには、全ての点について徹底的な準備がされるべきである。対象となる利害関係者は、会議の範囲、目的、計画、会場及び議題に関して、時宜を得た方法で通知を受けるべきである。参加者間で実りの多い会話が確実にできるように、会合の進行には十分な注意が払われるべきである。

協議

5.26. 国の法的条項及び規制条項、すなわち、許認可プロセス[27]に関連するもの又は現存被ばく状況[3]に対する防護戦略の策定及び実施などに関連するものに従って、規制機関は利害関係者と協議をするべきである。さらに、規制機関は、複雑な話題又は重要な話題などの他の課題に関して問うことも考慮するべきである（例えば、法令又は規則を起草するとき）。

5.27. 協議の様々な段階ごとに、適切な対話の経路及びツールが利用されるべきである。インターネットの利用及び利害関係者との会合の実施は、特に協議に適合していると思われる2つの特定の経路である。全ての場合において、利害関係者それぞれの役割及び責任はすべての参加者に説明されるべきである。

5.28. 協議は、法的要件及び規制要件を遵守するため、並びにプロセスの成功の機会を高めるために従うべき、様々ないくつかの段階を含む。協議の手順を考えると、次の点が考慮されるべきである。

- 協議の目的の明確化
- 対象とする利害関係者の同定
- 適用すべき法的要件及び規制要件の同定
- 効果的な参画に十分で、及び利害関係者の要求に従って調整された、計画及び時間軸の設定
- 発行される又は公的に入手可能にされる関係資料の準備
- 利害関係者との協議のため及び利害関係者が直接又は代表的協議機関を通してコメントすることを可能とするための、仕組み及び手法の確立
- 公的会合、公聴会及びその他適切な協議の手段の実施
- 意思決定プロセスにおいて、協議の結果を審議し、検討する方法の策定

5.29. 必要なときに並びに適切な組織及び効果的な協議を確実なものにするために、規制機関は、関連する申請者又は許認可取得団体並びに関連する政府当局及び政府機関と、プロセスの初期段階において面談すべきである。

5.30. 協議のプロセスは、対象とする利害関係者に初期情報を提供することから開始するべきである。この情報は、課題の明確な説明（例えば、新しい規則、許認可の決定）、プロセス（例えば、計画立案及び時間スケール、公的な会合のような活動、インターネットの利用）、及び最終結果に至る方法を含むべきである。

5.31. 利害関係者は、協議に関する情報に対するアクセスを、無償で及び指定された場所において提供されるべきである。利害関係者は時間を十分とって自由にコメントできる機会が与えられるべきであり、そして、利害関係者はプロセスにおいて彼らのコメントが如何に考慮に入れられるかについて説明されるべきである。

5.32. 協議に対する取決めでは、利害関係者が、公聴会、会合又は調査会において書面で又は適切であれば口頭で、関連があると考えられる何らかのコメント、情報、分析又は意見を提出できるようにするべきである。

5.33. 規制機関は、協議の結果について審議し、及び適切であればその結果を考慮に入れるべきである。これらの結果及びそれらが検討された方法は、公開されるべきである。

5.34. 規制機関は、最終的な決定を適切な手順に従って利害関係者に速やかに知らせるべきであり、また利害関係者が利用できるように、その決定に係る根拠及び考慮した点とともに決定を文書化するべきである。

共同作業

5.35. 規制、政策及び指針の策定などの規制上の課題に対する潜在的な解決法を探るために、異なる利害関係者を直接的に含む共同作業プロセスが実施される場合もある。この方法においては、関与する利害関係者は、共通の基盤を見いだすことに焦点を当てて規制プロセスを発展させる活動的な参加者である。

5.36. 共同作業のプロセスを効率的にするために、様々な仕組みが利用される場合がある。この仕組みは、参加者間の相互の関わりを促進するべきであるとともに、参加者に自らの視点を示し、議論し、討議する機会を与えるべきである。討議においては、課題に関する参加者の立場の背後にある懸念事項と関心事項が明確にされるべきである。これにより参加者は、課題の解決における共通の基盤を見つけることができる。

5.37. 共同作業のプロセスを開始する前に、範囲、目的、主な段階、時間軸及び参加者を定めるべきであるが、これらは柔軟に対応する必要がある。

5.38. 共同作業のプロセスは、限られた数の利害関係者の代表者から構成される作業会を含む場合がある。大掛かりな共同作業のプロセスにおいて、課題を検討するに先立って可能性のある解決案を策定する際、作業会が有益な場合もある。

付属書 I

対話戦略のテンプレート例

I.1. 本安全指針の 4.3 項では、次のように述べている。「規制機関の役割及び任務についての適切な対話戦略が、策定され及び実施されるべきである……。この戦略は、規制機関の全体戦略の中に統合されるべきである。」

表題、有効期間

目的及び構想

対話戦略の目的及び長期的な規制機関の構想が記載されるべきである。この章では、組織の価値観についても強調される場合がある。透明性及び公開性が、対話戦略を導くべきである。

重要なメッセージ

上から 3 番目位又は 4 番目までの主要メッセージが特定されるべきである。そうすることによって、これらの主要メッセージは、規制機関が行う全ての対話活動を通じて伝達されることができる。

利害関係者

規制機関は、戦略の実施を通して、対話戦略が達することになる主要な利害関係者を特定すべきである。

対話戦略

本章では、対話と協議が、規制機関の使命及び構想の達成にどのように役立つことができるかを記載する。例えば、

- 規制機関の職員に対しては、対話と協議システムの改善、規制機関の内部での組織変更の支援、並びに安全文化、透明性及び公開性の促進を取り上げる場合がある。
- 他の利害関係者に対しては、公衆との会話、報道機関の関与、産業フォーラムへの参画及び外国の関係機関又は関連のある国際機関との関係の構築を取り上げる場合がある。

評価

本章では、規制機関が、自身の対話と協議のプロセスをどのように評価するか、また、必要に応じて、どのように自身の戦略に組み入れるか、又は調整するかについて、要点を説明すべきである。

付属書 II

対話計画のテンプレート例

II.1. 本安全指針の 4.34 項では、次のように述べている。「対話と協議のプロセスを効果的及び効率的に実施するために、対話計画が策定されるべきである……。この計画は、利害関係者との対話と協議において、特定の課題を適切に検討するため並びに人的資源及び財源を効率的に使用するための重要なツールである。」

表題、日付

主要メッセージ

本章は、規制機関が利害関係者へ伝達することを望む具体的な課題に関する、数を限定した主要メッセージの箇条書きリストを含むべきである。それぞれのメッセージは、2 文よりも長くされるべきではなく（最大でも 3 文）、容易に理解し得る言語で書かれるべきである。このメッセージは、規制機関による戦略的な目標の複製であってはならない。

背景

本章は、関連する課題の簡単な経緯及び対話計画が必要となる理由を説明すべきである。それは、その話題に深くは専念していない人々の役に立つよう、必要な限り長くすべきではあるが、扱いにくく役に立たなくなるほどに詳細にすべきでない。関連する法令及び規則の規定が含まれるべきであり、同様に、以前の対話計画の実際の結果も関連があるときは含まれるべきである。

聴衆

本章は、対話計画に後のほうで列記されている対話と協議のツールの対象となる利害関係者について、規制機関内部の人を含めて列記すべきである。このリストは、関係者の懸念事項、期待事項及び視点を概説することもできる。

対話チーム

本章は、対話計画を実施する責任を負う職員の名前と連絡先の情報を列記すべきである。

チームリーダー及びチームリーダーの代理が特定されるべきである。チームは通常、その課題に取り組んでいる関連の専門家及び関連する対話の職員で構成されるべきである。対話計画の実施に関して責任があるとして列記されている人は全て、自分がリストにあることを承知しているべきである。

対話の経路とツール

ツールの数と種類はメッセージ、聴衆、タイミング、資源、並びに法的及び規制要件に依存することになる。

そのようなツールには次のものがある。

- 会合

- 記者会見
- 演説
- 公開討論会またはセミナー
- 公的情報センター
- 話題の論点
- 報告書。年次報告書を含む。
- 報道発表
- 広告
- 速報
- 小冊子、ポスタ又は回文
- 映像
- 複写物
- よくある質問と概況報告の目録
- ウェブページ
- ソーシャルメディア
- ダイレクトメール
- 電話連絡

工程表

工程表は、活動を規制機関の内部又は様々な利害関係者とよく調整することの保証に役に立つ。工程表には対話と協議の活動を詳細に記載すべきである。

異議申立て

対話計画は、起こり得る争点、事前に定めた主要な利害関係者、重要なタイミング要素などを取扱うべきである。それぞれの特定された異議申立ては、それを克服するために取られる具体的な段階に関連づけるべきである。

評価

本章は、これまでの対話計画の実施における、成功事例の特定及び特定された教訓を含むべきである。

質問と回答

利害関係者によって提起される質問を想定して、質問リストとそれらに対応可能な回答リストが策定されるべきである。これらの回答は、容易に理解できるべきであり、また書面で入手できるようにすべきである

参考文献

- [1] EUROPEAN ATOMIC ENERGY COMMUNITY, FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION OF THE UNITED NATIONS, INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, INTERNATIONAL LABOUR ORGANIZATION, INTERNATIONAL MARITIME ORGANIZATION, OECD NUCLEAR ENERGY AGENCY, PAN AMERICAN HEALTH ORGANIZATION, UNITED NATIONS ENVIRONMENT PROGRAMME, WORLD HEALTH ORGANIZATION, Fundamental Safety Principles, IAEA Safety Standards Series No. SF-1, IAEA, Vienna (2006).
- [2] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Governmental, Legal and Regulatory Framework for Safety, IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 1 (Rev.1), IAEA, Vienna (2016).
- [3] EUROPEAN COMMISSION, FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION OF THE UNITED NATIONS, INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY INTERNATIONAL LABOUR ORGANIZATION, OECD NUCLEAR ENERGY AGENCY, PAN AMERICAN HEALTH ORGANIZATION, UNITED NATIONS ENVIRONMENT PROGRAMME, WORLD HEALTH ORGANIZATION, Radiation Protection and Safety of Radiation Sources: International Basic Safety Standards, IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 3, IAEA, Vienna (2014).
- [4] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Safety Assessment for Facilities and Activities, IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 4 (Rev. 1), IAEA, Vienna (2016).
- [5] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Predisposal Management of Radioactive Waste, IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 5, IAEA, Vienna (2009).
- [6] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, The Safety Case and Safety Assessment for the Predisposal Management of Radioactive Waste, IAEA Safety Standards Series No. GSG-3, IAEA, Vienna (2013).
- [7] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Decommissioning of Facilities, IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 6, IAEA, Vienna (2014).
- [8] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Disposal of Radioactive Waste, IAEA Safety Standards Series No. SSR-5, IAEA, Vienna (2011).
- [9] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, The Safety Case and Safety Assessment for the Disposal of Radioactive Waste, IAEA Safety Standards Series No. SSG-23, IAEA, Vienna (2012).
- [10] FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION OF THE UNITED NATIONS, INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, INTERNATIONAL CIVIL AVIATION ORGANIZATION, INTERNATIONAL LABOUR ORGANIZATION, INTERNATIONAL MARITIME ORGANIZATION, INTERPOL, OECD NUCLEAR ENERGY AGENCY, PAN AMERICAN HEALTH ORGANIZATION, PREPARATORY COMMISSION FOR THE COMPREHENSIVE NUCLEAR-TEST-BAN TREATY ORGANIZATION, UNITED NATIONS ENVIRONMENT PROGRAMME, UNITED NATIONS OFFICE FOR THE COORDINATION OF HUMANITARIAN AFFAIRS, WORLD HEALTH ORGANIZATION, WORLD METEOROLOGICAL
- [11] ORGANIZATION, Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency, IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 7, IAEA, Vienna (2015). FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION OF THE UNITED NATIONS, INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, INTERNATIONAL LABOUR OFFICE, PAN AMERICAN HEALTH ORGANIZATION, WORLD HEALTH ORGANIZATION, Criteria for Use in Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency, IAEA Safety Standards Series No. GSG-2, IAEA, Vienna (2011).
- [12] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Communication with the Public in a Nuclear or Radiological Emergency, EPR-Public Communications, IAEA, Vienna (2012).
- [13] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Method for Developing a Communication Strategy and Plan for a Nuclear or Radiological Emergency, EPR-Public Communication Plan, IAEA, Vienna (2015).

- [14] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Operations Manual for Incident and Emergency Communication, EPR-IEComm, IAEA, Vienna (2012).
- [15] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, IAEA Report on Enhancing Transparency and Communication Effectiveness in the Event of a Nuclear or Radiological Emergency, IAEA, Vienna (2012).
- [16] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, IAEA Report on Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency in the Light of the Accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant, IAEA, Vienna (2013).
- [17] FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION OF THE UNITED NATIONS, INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, INTERNATIONAL LABOUR OFFICE, PAN AMERICAN HEALTH ORGANIZATION, UNITED NATIONS OFFICE FOR THE COORDINATION OF HUMANITARIAN AFFAIRS, WORLD HEALTH ORGANIZATION, Arrangements for Preparedness for a Nuclear or Radiological Emergency, IAEA Safety Standards Series No. GS-G-2.1, IAEA, Vienna (2007).
- [18] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Security of Nuclear Information, IAEA Nuclear Security Series No. 23-G, IAEA, Vienna (2015).
- [19] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Objective and Essential Elements of a State's Nuclear Security Regime, IAEA Nuclear Security Series No. 20, IAEA, Vienna (2013).
- [20] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5), IAEA Nuclear Security Series No. 13, IAEA, Vienna (2011).
- [21] STOIBER, C., BAER, A., PELZER, N., TONHAUSER, W., Handbook on Nuclear Law, IAEA, Vienna (2003).
- [22] FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION OF THE UNITED NATIONS, INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, INTERNATIONAL LABOUR OFFICE, PAN AMERICAN HEALTH ORGANIZATION, WORLD HEALTH ORGANIZATION, Regulatory Control of Radiation Sources, IAEA Safety Standards Series No. GS-G-1.5, IAEA, Vienna (2004). (A revision of this publication is in preparation.)
- [23] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Organization and Staffing of the Regulatory Body for Nuclear Facilities, IAEA Safety Standards Series No. GS-G-1.1, IAEA, Vienna (2002). (A revision of this publication is in preparation.)
- [24] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Review and Assessment of Nuclear Facilities by the Regulatory Body, IAEA Safety Standards Series No. GS-G-1.2, IAEA, Vienna (2002). (A revision of this publication is in preparation.)
- [25] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Regulatory Inspection of Nuclear Facilities and Enforcement by the Regulatory Body, IAEA Safety Standards Series No. GS-G-1.3, IAEA, Vienna (2002). (A revision of this publication is in preparation.)
- [26] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Documentation for Use in Regulating Nuclear Facilities, IAEA Safety Standards Series No. GS-G-1.4, IAEA, Vienna (2002). (A revision of this publication is in preparation.)
- [27] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Licensing Process for Nuclear Installations, IAEA Safety Standards Series No. SSG-12, IAEA, Vienna (2010).
- [28] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Remediation Process for Areas Affected by Past Activities and Accidents, IAEA Safety Standards Series No. WS-G-3.1, IAEA, Vienna (2007). (A revision of this publication is in preparation.)
- [29] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Leadership and Management for Safety, IAEA Safety Standards Series No. GSR Part 2, IAEA, Vienna (2016).
- [30] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Safety of Research Reactors, IAEA Safety Standards Series No. SSR-3, IAEA, Vienna (2016).
- [31] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Safety of Nuclear Fuel Cycle Facilities, IAEA Safety Standards Series No. SSR-4, IAEA, Vienna (in preparation).
- [32] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Establishing the Safety Infrastructure for a Nuclear Power Programme, IAEA Safety Standards Series No. SSG-16, IAEA, Vienna (2011). (A revision of this publication is in preparation.)
- [33] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, IAEA Safety Glossary: Terminology Used

- in Nuclear Safety and Radiation Protection, 2016 Revision, IAEA, Vienna (in preparation).
- [34] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, INES: The International Nuclear and Radiological Event Scale User' s Manual: 2008 Edition, IAEA, Vienna (2013).
- [35] INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, The Use of the International Nuclear and Radiological Event Scale (INES) for Event Communication, IAEA, Vienna (2014).

添付資料

用語の使用

A-1。本安全指針では、以下の用語が使用されている。本文の理解を助けるためにこの添付資料に説明が記載されているが、IAEA の安全基準で使用されているような用語の総意的な定義を表すものではない。

対話

組織の長期目標を追求するにあたっての共通の理解を、通知し、影響を与え、説得し、又は発展させる目的で、及び並びに安全のために公益に役立てについての公衆の関心をかなえる目的で、組織とその利害関係者との間で行う情報の交換。

対話計画（又は対話と協議の計画）

特定の課題又は施設に関連して対話戦略を実施するための計画。それは比較的短期間であり（例えば、ライセンス審査のような喫緊の課題に関する）、又は放射性物質の輸送若しくは放射性廃棄物の管理といった日常の規制活動をカバーし得る。また、それは長期的（例えば、新しい規制政策の策定に関する情報交換及び対話の継続など）な場合もあり得る。

対話戦略

規制当局が、利害関係者に情報を提供し及び利害関係者と協議するための、政策及び取組についての長期的枠組み。この戦略は、人と環境の保護を確実にするための規制機関の努力の成功させる上での重要なこととして、対話と協議を推奨している。対話戦略は、規制策定、ライセンス審査、検査及び執行などの様々な規制措置の過程で、規制当局と利害関係者との相互の関わりを指導することによって、公開性及び透明性を確保するのに役立つ。そのようにして、効果的な対話戦略は、公衆の信頼を得ること及び規制機関の信用性を保護することに不可欠である。

協議

意思決定に影響を与え、利害関係者に直接的な影響を与え、又は利害関係者が強い興味を示すような規制上の問題について、規制当局が利害関係者の視点を求める、又は国内の法的枠組みに従って求めなければならないプロセスを指す。協議は、規制プロセスのさまざまな時点で行われることがあり、課題の枠組み作り、オプションの識別又は評価、及び既存の規制方針の評価に役立てるために使うことができる。

透明性及び公開性

これらは以下の概念である。

- これにより、意思決定プロセスを含む規制機関の責任に関する情報は、利害関係者によって積極的に容易にアクセスされ、及び理解される。
- 彼らの意見や主張を十分に考慮するために、意思決定における利害関係者の積極的な参画を促進する。

これらの概念は、意思決定プロセスにおいて可能な限り早期に利害関係者を関与させることに基づくモデル（例えば、「関与、相互作用、協力」モデル）を参照している。大部分の国では、このモデルは、プロセスの後半又は決定がなされた後に公衆及びその他の利害関係者との対話を行う伝統的なモデル（例えば、「決定、発表、防御」モデル）を置き換えつつある。これらの概念を実施する上で最も重要な課題の1つは、透明性及び公開性を達成するという目標と、情報開示における法的に要求される制限との間の自然な緊張である。

基準案の作成と査読の協力者

B Addison, P.	Office for Nuclear Regulation, United Kingdom
Ahmed, B.	Radiation Protection Centre, Ministry of Environment, Iraq
Ali, F.	Atomic Energy Licensing Board, Malaysia
Alonso Gonzalez, I.	National Nuclear Safety Centre, Cuba Andersson, K. KARITA, Sweden
Aoyama, Y.	Nuclear Regulation Authority, Japan
Babakhani, A.	Iran Nuclear Regulatory Authority, Islamic Republic of Iran
Baldassarri, P.	SOGIN, Italy
Bouchot, E.	Nuclear Safety Authority, France
Brenner, E.	Nuclear Regulatory Commission, United States of America
Busto, A.	International Atomic Energy Agency
Chaniel, L.	Nuclear Safety Authority, France
De Jesus, T.	Philippine Nuclear Research Institute, Philippines
Dokter, S.	Installation and Reactor Safety Company, Germany
El Messiry, A.	Egyptian Nuclear and Radiological Regulatory Authority, Egypt
Gibb, T.	Canadian Nuclear Safety Commission, Canada
Hueber, S.	Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate, Switzerland
Jovanovic, S.	University of Montenegro, Montenegro
Jubin, J.-R.	International Atomic Energy Agency
Kannisto, A.	Radiation and Nuclear Safety Authority, Finland
Khartabil, H.	International Atomic Energy Agency
Koteng, A.	Radiation Protection Board, Kenya
Körmendi, G.	Hungarian Atomic Energy Authority, Hungary
Lima, C.	National Nuclear Energy Commission, Brazil
Lorenz, P.	Friends of the Earth Europe, Austria
Lyons, J.	International Atomic Energy Agency
Maoddi, P.	SOGIN, Italy
Molin, A.	Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, Austria
Molnar, A.	Hungarian Atomic Energy Authority, Hungary
Morozov, S.	Federal Environmental, Industrial and Nuclear Supervision Service, Russian Federation
Mueller, A.	Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate, Switzerland
Mughal, N.	International Atomic Energy Agency
Muner, R.	Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, Austria
Muraj, I.	Institute of Public Health, Albania
Muskens, P.	International Atomic Energy Agency
Nicic, A.	International Atomic Energy Agency
Ouedraogo, A.	National Radiation Protection and Nuclear Safety Authority, Burkina Faso
Petit, E.	Nuclear Safety Authority, France
Riveros, D.	Ministry of Mines and Energy, Colombia
Samaddar, S.	International Atomic Energy Agency
Satriawan, B.	Nuclear Energy Regulatory Agency, Indonesia
Schroeder, C.	European Commission
Shadad, I.	International Atomic Energy Agency
Tschurlovits, M.	Institute of Atomic and Subatomic Physics, Austria
Videla, L.	International Atomic Energy Agency
Wieland, P.	National Nuclear Energy Commission, Brazil
Williams, G.	Australian Radiation Protection and Nuclear Safety Agency, Australia
Zeleznik, N.	Regional Environmental Center, Slovenia
Zemanova, D.	Nuclear Regulatory Authority of the Slovak Republic, Slovakia

※この協力者一覧は、正本に記載のあるものを転記したものであり、これらの協力者は日本語翻訳版の作成には一切関係はありません。